

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成 28 年 10 月 3 日付けで行った保護変更決定処分のうち、冬季加算認定に係る部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人は視力障害があり、身体障害者手帳は 2 級である。妻は精神障害者保健福祉手帳 2 級で、うつ病・統合失調症のため外出できず、訪問看護週 3 回、居宅介護週 1 回、病院へのタクシー通院の移動支援を受けている。

生活保護手帳 243 頁から 247 頁に障害者の冬季加算は 1.3 倍になると書いてあるので、障害者冬季加算を設定してほしい（以上審査請求書）。

妻は一人では外出することが出来ない、冬季加算が開始される

1 1月以前の妻の診断書を提出させて下さい（以上反論書）。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月13日	諮問
平成29年4月24日	審議（第8回第1部会）
平成29年5月11日	処分庁へ調査照会
平成29年5月22日	審議（第9回第1部会）
平成29年5月24日	処分庁から回答を収受
平成29年5月31日	処分庁へ調査照会
平成29年6月13日	処分庁から回答を収受
平成29年6月19日	審議（第10回第1部会）
平成29年6月21日	請求人へ調査照会
平成29年6月27日	請求人から回答を収受
平成29年7月10日	審議（第11回第1部会）
平成29年8月14日	審議（第12回第1部会）
平成29年9月15日	審議（第13回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

(1) 基準及び程度の原則

法 8 条 1 項は、生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定め、保護基準は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

(2) 冬季加算の特別基準について

ア 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・2・(1)・アは、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児（略）が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第 1 第 1 章の 1 の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に 1.3 を乗じて得た額（略）の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」とする。

イ 課長通知

法を所管する厚生労働省が発した「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 7 の問 29（答）は、上記局長通知第 7・2・(1)・アの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、①重度障害者加算を算定している者又は要介護度が 3、4 若しくは 5 である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者（介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがあ

る者を含む。)が該当する(同(答)第1文)、②その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する(同(答)第2文)としている。

ウ 上記ア及びイに掲げる各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(3) 重度障害者加算について

ア 障害者加算

(ア) 障害者加算について、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている(局長通知第7・2・(2)・エ・(ア))。

(イ) 保護基準において、障害者加算は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表又は国民年金法施行令別表に定める障害のある者に加算するものとされている。

イ 重度障害者加算

(ア) 保護基準は、障害の状態と程度によっては障害者加算に加えて手当を算定することとし(以下「重度障害者加算」という。)、その対象を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」とする(保護基準別表第1第2章2(3))。

(イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める障害のうち、視力障害及び精神の障害に関連するものは、「1 両眼の視力の和が0.02以下のもの」、「8

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」及び「9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」である。

## 2 以上を前提として、請求人世帯について検討する。

### (1) 世帯構成員の状況

ア 処分庁に提出された請求人の身体障害者手帳（平成22年6月10日交付）によれば、平成27年2月5日更新後の請求人の障害名は「○視力障害（右：0.01、左：0.02）（2級） ○視野障害（両眼の視野2分の1以上欠損）（5級）」、身体障害程度等級は2級である。

イ 処分庁に提出された妻の精神障害者保健福祉手帳によれば、妻は、平成23年2月22日付けで精神障害者保健福祉手帳を交付され、平成28年1月22日に等級変更されて障害等級2級となっている。

ウ 子は、本件処分当時、高校2年に在学中である。

### (2) 各世帯員の保護費の障害者加算及び介護認定の状況について

ア 処分庁に提出された請求人の身体障害者手帳によれば、請求人の両眼の視力の和は0.03であり（(1)・ア）、これは、重度障害者加算の要件である特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1の「1 両眼の視力の和が0.02以下のもの」（1・(3)・イ・(イ))を満たさないから、請求人は、重度障害者加算の対象とはならない。

イ 妻は、2級の精神障害者保健福祉手帳を所持するが、精神障害者保健福祉手帳2級の障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とされており、重度障害者加算の要

件である特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1の「9 精神の障害であつて、前各号と同程度（日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）以上と認められる程度のもの」に至っているものとは認められず（1・(3)・イ・(イ)）、妻は、重度障害者加算の対象とはならない。

ウ 子については、障害者加算の対象となる事項があるとは認められない。

エ 請求人世帯の各世帯員は、いずれも介護認定を受けていない。

### (3) 冬季加算の特別基準について

そこで、請求人世帯が冬季加算の特別基準の要件に該当するかどうかについて検討する。

#### ア 第1文の該当性について

上記(2)のとおり、各世帯員はいずれも、重度障害者加算の対象ではなく、介護認定を受けてもいないから、「①重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者」のいずれにも当たらず、その余の要件を検討するまでもなく、処理基準である課長通知第7の問29（答）（1・(2)・イ）の第1文には該当しない。

#### イ 第2文の該当性について

課長通知第7の問29（答）の第2文について処分庁は、担当者の平成28年11月30日の家庭訪問で、請求人がポスティングの仕事をしていること、妻は寝たきりではないこと、子が高校に通学していることを確認したことから、請求人世帯の構成員が「②その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にある」とは認められないと主張する。

これに対して請求人は、妻が一人では外出することが出来ないのに請求人世帯に冬季加算の特別基準を適用しないことには不服であるとして、冬季加算が開始される11月以前の妻の診断書を提出させて下さいと主張する（第3）。

この点について、当審査会は、行政不服審査法74条の規定に基づき、請求人に対して上記の診断書の提出を求めたところ、請求人からの回答は、当該診断書は〇〇市が取るものであるから請求人は所持していないというものであり、同人から診断書は提出されなかった。

そうすると、当審査会としては、診断書の提出がないので第2文の該当性について客観的な判断ができず、また、請求人からは、それ以上の主張・立証はないので、請求人世帯は、「②その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にある」とは認められず、冬季加算の特別基準の設定をする対象には該当しないとした処分庁の判断は妥当である。

したがって、請求人の主張は理由がない。

ウ 以上、上記ア及びイから、請求人世帯は、冬季加算の特別基準の設定をする対象ではないと認められ、特別基準を設定せずに請求人世帯に冬季加算4,160円を認定した本件処分は、上記1(1)ないし(3)に掲げる法、保護基準及び各通知に則って適切になされたものと認められる。

なお、審査庁である東京都知事は、処分庁である〇〇市福祉事務所長の上級行政庁ではないから、本件処分を審査庁の裁決により変更することまではできない。したがって、本件審査請求の審理員の審理においては、審査請求書中の「障害者冬季加算を設定してほしい」との記載を請求人の主張として取り上げていないことから、当審査会の審議の対象にはな

っていないことを付言する。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹